

地域用水環境整備事業（継続）

【 2 , 2 1 2 (2 , 5 4 2) 百万円】

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる施設の整備等を行います。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

< 内容 >

1．地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、 湯水対策施設、
利用保全施設、 地域用水機能増進施設、 特認施設

2．歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、その他団体
- 2．補助率 1 は農林水産省、北海道、離島 5 0 %、奄美 5 2 %、
沖縄 2 / 3
2 は 5 0 %（ただし沖縄にあっては 7 5 %）
- 3．事業実施期間 平成 1 2 年度～

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03 - 3501 - 3745（直））]